

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

代表者

遅 延 理 由 書

当社（組合）においては、次のとおり農薬を販売しております。
農薬取締法第17条1項の規定に基づく届出について適切な対応を欠いてお
りました。
今後は、かかる事態のないように留意いたします。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

代表者

遅 延 理 由 書

この度、当社（組合）においては、
の変更があったにも関わらず、農薬取締法第17条2項の規定に基づき14日以内に届出なければならない変更届の提出を失念し、遅延いたしました。

今後は、かかる事態のないように留意いたします。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

代表者

遅 延 理 由 書

この度、当社（組合）においては、販売所の廃止があったにも関わらず、農薬取締法第17条2項の規定に基づき14日以内に届出なければならない届の提出を失念し、遅延いたしました。

今後は、かかる事態のないように留意いたします。